

社会福祉法人愛生福祉会 介護老人福祉施設横浜よさこいホーム サービスご利用料金表

対象期間：平成27年4月～

(単位：円)

1 介護保険給付の対象となる金額

要介護度	利用者負担額（1割負担）		利用者負担額（2割負担）	
	日額	月額（30.4日）	日額	月額（30.4日）
要介護1	670	20,368	1,340	40,736
要介護2	741	22,517	1,482	45,053
要介護3	817	24,831	1,634	49,674
要介護4	888	26,983	1,776	53,990
要介護5	958	29,132	1,917	58,277

2 上記1に加算される金額

加算名	1割負担（日額）	2割負担（日額）	内容
日常生活継続支援加算	49	99	入居者の要介護度等や一定以上の介護福祉士を配置した場合
看護体制加算（Ⅰ）	4	9	常勤看護師を1名以上配置した場合
看護体制加算（Ⅱ）	9	17	基準以上看護職員を配置、24時間連絡体制を築いた場合
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	19	39	一定数以上夜勤職員を配置した場合
口腔衛生管理体制加算	32	65	歯科医師等が技術的助言・指導した場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の59/1000に相当する単位数によって算出		

3 上記1・2以外で実施した場合に加算される金額

個別機能訓練加算	13	26	個別の機能訓練計画を作成し機能訓練を行っている場合
栄養マネジメント加算	15	30	個別の栄養ケア計画を作成し栄養管理を行っている場合
口腔衛生管理加算	118	236	歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上行った場合（月額）
初期加算	32	65	入所日、または30日を超える入院後の再入所日より30日間に限る
療養食加算	19	39	医師の発行する食事せんによる治療食を提供する場合
若年性認知症入所者受入加算	129	258	受け入れた若年性認知症利用者に個別の担当者を定めている場合
外泊時費用	264	528	入院及び外泊時、1月に6日を限度として、所定単位数に代える
在宅復帰などの際、必要な支援を行った場合、状況に応じて退所前後訪問相談援助加算、退所時相談援助加算、退所前連携加算を算定する場合があります。また、看取り介護を行った場合は、看取り介護加算を算定します。			

4 食事・居住費（日額）

食 事	1,380	負担限度額 第1段階	300
		負担限度額 第2段階	390
		負担限度額 第3段階	650
居 住 費	2,170	負担限度額 第1段階	820
		負担限度額 第2段階	820
		負担限度額 第3段階	1,310

5 介護保険給付の対象とならないサービス

項目	費用	内容
特別行事食	実費	特別な食事を提供した場合
おやつ代	50円/1日につき	おやつ提供費用
外泊・入院中居住費	1,150円/1日につき	外泊又は入院時に部屋を確保している場合、外泊時費用算定期間以降の外泊・入院日に光熱水費を引いた額として算定
理美容代	実費	出張理美容を利用した場合
日用品費	実費	入浴、口腔関連、その他の消耗品を購入した場合
クラブ活動費	実費	参加者を募って実施するクラブ材料費
レクリエーション費	実費	季節の行事やイベント参加の費用
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種
私物洗濯代	実費	外部クリーニング店等に出す場合
喫茶代	実費	当施設で開店する喫茶を利用した場合
コピー代	10円/1枚につき	サービス提供についての記録その他の複写物を交付する場合
医療費等立替分	実費	医療費や薬剤費を施設が立て替えた場合
その他選定による日常生活品費	実費	利用者等からの依頼により購入する日常生活品費

※ 上記料金は、費用計算の際の端数処理の関係上、実際のご利用料金と多少の差異が生じます。

※ おむつ代は、介護保険の給付に含まれますので、ご負担はありません。

※ ご利用料口座振替毎に108円を手数料として申し受けます。

※ 所得に応じ、「利用者負担軽減制度」がございます。詳しくは、担当生活相談員にお尋ねください。